

令和6年5月 防災対策特別委員会資料

災害の被害想定について

| 目次 | ページ |
|-------------------------|-----|
| 1 地域防災計画について | 2 |
| 2 本市の被害想定について | 7 |
| 3 防災関連マップについて | 22 |

防災危機管理室
水産農林部
土木部

令和6年5月

- 1 地域防災計画について
- 2 本市の被害想定について
- 3 防災関連マップについて

1 地域防災計画について

(1) 地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、長崎市の地域に係る防災対策に関して必要な事項を定めた計画で、長崎市防災会議において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正している。

(2) 長崎市防災会議

長崎市防災会議は、災害対策基本法及び長崎市防災会議条例に基づき長崎市地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて長崎市に係る防災に関する重要事項を審議する。

条例で定める主な所掌事務

- ・ 長崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ・ 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

長崎市防災会議の委員構成について

災害対策基本法

第二節 地方防災会議

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

長崎市防災会議条例

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員 55 人以内で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。）の職員のうち、市長が定める職にある者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうち、市長が定める職にある者
 - (3) 長崎県の知事の部内の職員のうち、市長が定める職にある者
 - (4) 長崎県警察の警察官のうち、市長が定める職にある者
 - (5) 市長の部内の職員のうち、市長が定める職にある者
 - (6) 本市の教育委員会の教育長
 - (7) 本市の消防本部の消防長
 - (8) 本市の消防団長
 - (9) 指定公共機関（法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。）及び指定地方公共機関（法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）の職員
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (11) 前各号に掲げる者のほか、防災行政を推進する上で市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。
- 7 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

長崎市防災会議委員名簿

| 番号 | 区分 | 機 関 名 | 役 職 | 番号 | 区分 | 機 関 名 | 役 職 |
|----|----|------------------|-----------|----|-----|--------------------------|-------------------|
| 1 | 1号 | 九州農政局長崎県拠点 | 総括農政推進官 | 29 | 9号 | 西日本電信電話株式会社長崎支店 | 支店長 |
| 2 | 1号 | 九州運輸局長崎運輸支局 | 首席運輸企画専門官 | 30 | 9号 | 日本赤十字社長崎県支部 | 事務局長 |
| 3 | 1号 | 長崎海上保安部 | 部長 | 31 | 9号 | 日本放送協会長崎放送局 | コンテンツセンター長 |
| 4 | 1号 | 長崎地方気象台 | 次長 | 32 | 9号 | 西日本高速道路株式会社九州支社長崎高速道路事務所 | 所長 |
| 5 | 1号 | 九州地方整備局長崎河川国道事務所 | 所長 | 33 | 9号 | 九州電力送配電株式会社 長崎配電事業所 | 所長 |
| 6 | 2号 | 陸上自衛隊第16普通科連隊 | 第2中隊長 | 34 | 9号 | 株式会社NTTドコモ九州支社長崎支店 | 支店長 |
| 7 | 3号 | 長崎県危機管理部 | 防災企画課長 | 35 | 9号 | 西部ガス株式会社供給本部 | 長崎供給部長 |
| 8 | 3号 | 長崎県長崎振興局 | 長崎振興局長 | 36 | 9号 | 一般社団法人長崎県バス協会 | 専務理事 |
| 9 | 3号 | 長崎県土木部 | 砂防課長 | 37 | 9号 | 長崎放送株式会社 | 執行役員報道メディア局長 |
| 10 | 4号 | 長崎警察署 | 署長 | 38 | 9号 | 株式会社テレビ長崎 | 報道局長 |
| 11 | 4号 | 大浦警察署 | 署長 | 39 | 9号 | 長崎文化放送株式会社 | 報道スポーツ部長 |
| 12 | 4号 | 浦上警察署 | 署長 | 40 | 9号 | 株式会社長崎国際テレビ | 取締役 報道制作局長 |
| 13 | 4号 | 時津警察署 | 署長 | 41 | 9号 | 株式会社エフエム長崎 | 放送部長 |
| 14 | 5号 | 長崎市 | 副市長 | 42 | 9号 | 株式会社長崎新聞社 | 編集局報道本部 報道部次長 |
| 15 | 5号 | 長崎市 | 副市長 | 43 | 9号 | 長崎県トラック協会長崎支部 | 副支部長 |
| 16 | 5号 | 長崎市 | 危機管理監 | 44 | 9号 | 一般社団法人長崎県LPガス協会長崎支部 | 支部長 |
| 17 | 5号 | 長崎市 | 市民生活部長 | 45 | 9号 | 公益社団法人長崎県看護協会県南支部 | 運営委員 |
| 18 | 5号 | 長崎市 | 総務部長 | 46 | 10号 | 社会福祉法人長崎市社会福祉協議会 | 会長 |
| 19 | 5号 | 長崎市 | 福祉部長 | 47 | 10号 | 長崎市婦人防火クラブ連絡協議会 | 会長 |
| 20 | 5号 | 長崎市 | 市民健康部長 | 48 | 10号 | 長崎市保健環境自治連合会 | 常任理事 |
| 21 | 5号 | 長崎市 | 中央総合事務所長 | 49 | 10号 | 国立大学法人長崎大学 | 長崎大学病院災害医療支援室 准教授 |
| 22 | 5号 | 長崎市 | 土木部長 | 50 | 11号 | 一般社団法人長崎市医師会 | 理事 |
| 23 | 5号 | 長崎市 | 建築部長 | 51 | 11号 | 一般社団法人長崎市歯科医師会 | 総務理事 |
| 24 | 5号 | 長崎市 | 上下水道局長 | 52 | 11号 | 一般社団法人長崎市薬剤師会 | 常務理事 |
| 25 | 6号 | 長崎市教育委員会 | 教育長 | 53 | 11号 | 地方独立行政法人 長崎市立病院機構 | 事務部長 |
| 26 | 7号 | 長崎市消防局 | 消防局長 | 54 | 11号 | 長崎電気軌道株式会社 | 常務取締役 |
| 27 | 8号 | 長崎市消防団 | 団長 | 55 | 11号 | 長崎旅客船協会 | 会長 |
| 28 | 9号 | 九州旅客鉄道株式会社長崎支社 | 工務課長 | | | | |

※委員数55人（会長を除く）

(3) 令和5年度長崎市防災会議

開催場所 長崎市役所7階大会議室
(災害対策本部室)

開催日時 令和6年3月25日



【主な地域防災計画の修正内容】

- ・ デジタル技術の活用促進に係る修正
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行に伴う修正
- ・ 安否不明者の氏名等公表基準の策定に伴う修正
- ・ 特定一種病原体等所持施設に係る事故・災害等対策計画の追加
- ・ 長崎市立地適正化計画（防災指針）の策定に伴う修正
- ・ 地震・津波災害に関する記載内容の追加
- ・ 災害時連携協定の締結に伴う修正

- 1 地域防災計画について
- 2 本市の被害想定について**
- 3 防災関連マップについて

2 本市の被害想定について

(1) 長崎市の地勢（地域防災計画より抜粋）

一般に地形が急傾斜で平地に乏しいため、家屋は傾斜面に沿って山腹に向かい特異な市街地を形成し、土砂災害警戒区域は他都市と比較して非常に多い。

中央部の平坦地は往年海であったところが多く海面を漸次埋立てて造ったものであるため、平地の標高が低く、最低地は大潮時に一部冠水するところもある。

市街地の中心を流れる河川は浦上川、中島川、銅座川、大浦川等で、平坦地に乏しく地形が急峻であり、これらの川はいずれも河道が短い。

地質のほとんどは新火山岩からなり、周辺の間々には所々に火山岩の形で露出している箇所が見られ、かん木（低木）の繁っているところが非常に多く、その地質は浸透性に乏しい。

長崎市は、集中豪雨時の河川の溢水、市街地の冠水、斜面の崩壊等に際して被害を受けやすい都市構造となっており風水害に弱い特質である。

(2) 過去の規模の大きな台風・大雨・地震による被害状況

ア 長崎大水害の被害状況（旧長崎市）

昭和57年7月23日に長崎市を襲った集中豪雨は、降り始めから25日までの3日間に573.5mmを記録するという未曾有の降水量をもたらし、特に23日午後7時から午後8時までの時間雨量は111.5mmに達し、このため全市にわたり多くの尊い人命と財産を奪うとともに経済活動、都市機能等に甚大な被害をもたらした。

| 人的被害 | | 家屋の被害 | | その他の被害 |
|-------|-------|--------|----------|---|
| 死者 | 258 人 | 全壊 | 447 棟 | 被害総額 2,119 億円 【内訳】 農林関係 420 億円 水産関係 19 億円 土木関係 240 億円 商工関係 856 億円 等 |
| 行方不明者 | 4 人 | 半壊 | 746 棟 | |
| 負傷者 | 758 人 | 一部壊 | 335 棟 | |
| | | 床上浸水 | 14,704 棟 | |
| | | 床下浸水 | 8,642 棟 | |
| | | その他非住家 | 1,669 棟 | |
| | | | | |

(ア) 主な被災地（10人以上の死者があった場所）

| 地区名 | 原因別 | 死者 | 行方不明 |
|-----|-----|-----|------|
| 川平 | 土石流 | 34人 | 0人 |
| 奥山 | 山崩れ | 23人 | 1人 |
| 鳴滝 | 土石流 | 23人 | 1人 |
| 芒塚 | 山崩れ | 16人 | 1人 |
| 長谷 | 土石流 | 15人 | 0人 |
| 宿町 | 山崩れ | 11人 | 0人 |

(イ) 災害原因別死者の状況

| 原因別 | 件数 | 死者 | 不明 | 計 |
|---------|-----|------|----|------|
| 土石流・山崩れ | 37件 | 223人 | 3人 | 226人 |
| がけ崩れ | 5件 | 5人 | 0人 | 5人 |
| 流失 | 20件 | 30人 | 1人 | 31人 |

(ウ) 交通インフラの被害状況

- ・ 道路1,113箇所

(国道39箇所、バイパス10箇所、県・市道等1,064箇所)

- ・ 農地農道1,917箇所
- ・ 林地林道465箇所
- ・ 橋51箇所

(エ) 都市施設の被害状況

| 施設名 | 被災状況 | 復旧状況(昭和57年) |
|--------|-----------|-------------|
| 水道(断水) | 93,000 世帯 | 8月8日 全面復旧 |
| 電気(停電) | 62,000 世帯 | 7月26日 全面復旧 |
| 都市ガス | 42,000 戸 | 7月31日 全面復旧 |
| 電話(不通) | 12,000 台 | 8月4日 全面復旧 |
| 鉄道(不通) | 長崎～諫早 | 7月31日 全面復旧 |

イ 台風による被害状況

(ア) 長崎県で被害が生じた主な台風（昭和34年以降）

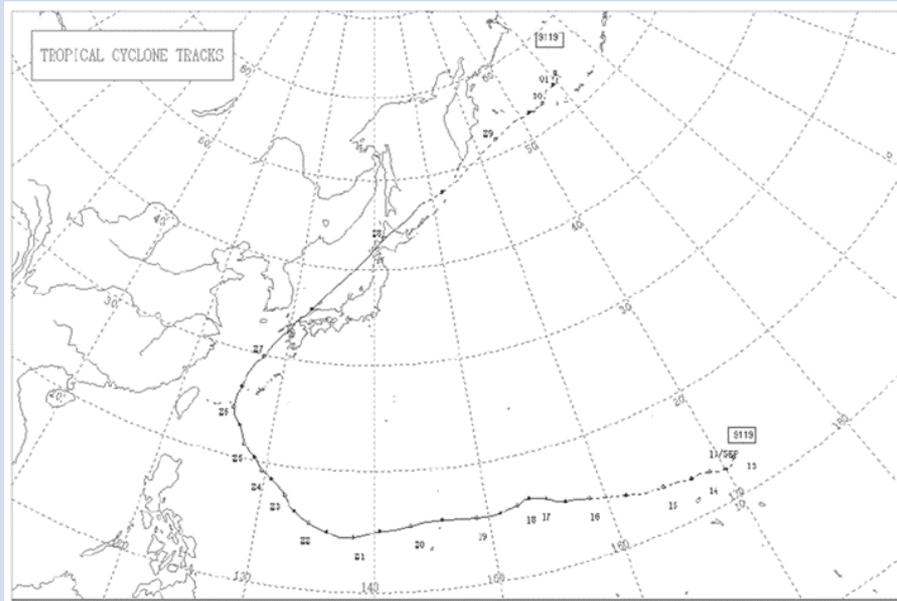
| 西暦 | 和暦 | 災害名 | 死者 | 行方不明 | 負傷者 | 全壊家屋 | 半壊家屋 | 一部損壊 | 床上浸水 | 床下浸水 | 山崖崩れ |
|------|-------|--------|-----|------|------|------|--------|---------|--------|--------|------|
| 1959 | 昭和34年 | 台風第14号 | 15人 | 25人 | 184人 | 754棟 | 1,108棟 | 不明 | 2,364棟 | 6,863棟 | 不明 |
| 1976 | 昭和51年 | 台風第17号 | 4人 | 0人 | 7人 | 10棟 | 9棟 | 不明 | 170棟 | 1,200棟 | 121件 |
| 1985 | 昭和60年 | 台風第13号 | 8人 | 0人 | 5人 | 0棟 | 1棟 | 1492棟 | 1棟 | 86棟 | 4件 |
| 1987 | 昭和62年 | 台風第12号 | 2人 | 0人 | 44人 | 17棟 | 37棟 | 7751棟 | 70棟 | 54棟 | 12件 |
| 1991 | 平成3年 | 台風第9号 | 0人 | 0人 | 23人 | 2棟 | 4棟 | 不明 | 0棟 | 1棟 | 9件 |
| 1991 | 平成3年 | 台風第17号 | 1人 | 0人 | 14人 | 3棟 | 107棟 | 不明 | 0棟 | 0棟 | 9件 |
| 1991 | 平成3年 | 台風第19号 | 5人 | 0人 | 257人 | 158棟 | 2,453棟 | 87,955棟 | 61棟 | 138棟 | 11件 |
| 2004 | 平成16年 | 台風第16号 | 0人 | 0人 | 4人 | 0棟 | 0棟 | 40棟 | 1棟 | 8棟 | 3件 |
| 2004 | 平成16年 | 台風第18号 | 0人 | 0人 | 22人 | 1棟 | 7棟 | 451棟 | 0棟 | 1棟 | 4件 |
| 2004 | 平成16年 | 台風第23号 | 1人 | 0人 | 22人 | 0棟 | 3棟 | 9棟 | 0棟 | 0棟 | 4件 |
| 2005 | 平成17年 | 台風第14号 | 0人 | 0人 | 6人 | 0棟 | 0棟 | 7棟 | 0棟 | 0棟 | 5件 |
| 2006 | 平成18年 | 台風第13号 | 0人 | 0人 | 68人 | 3棟 | 73棟 | 5,079棟 | 64棟 | 356棟 | 46件 |
| 2012 | 平成24年 | 台風第16号 | 0人 | 0人 | 4人 | 0棟 | 1棟 | 5棟 | 87棟 | 359棟 | 0件 |
| 2019 | 令和元年 | 台風第17号 | 0人 | 0人 | 3人 | 0棟 | 0棟 | 2棟 | 12棟 | 31棟 | 0件 |
| 2020 | 令和2年 | 台風第10号 | 0人 | 0人 | 16人 | 0棟 | 1棟 | 8棟 | 0棟 | 0棟 | 3件 |

(イ) 平成3年9月27日の台風第19号

平成3年9月16日午前9時に発生した台風第19号は発達しながら西へ進み、22日フィリピンの東海上で進行方向を北西に変えた。

23日15時から24日15時にかけて台風の中心気圧は925hPa、中心付近の最大風速は50メートル(大型で非常に強い勢力)と最も発達した。

この台風による最大風速は長崎で25.6メートル、佐世保で17.6メートル、最大瞬間風速は長崎で54.3メートル、佐世保で42.1メートルと記録的な暴風となった。

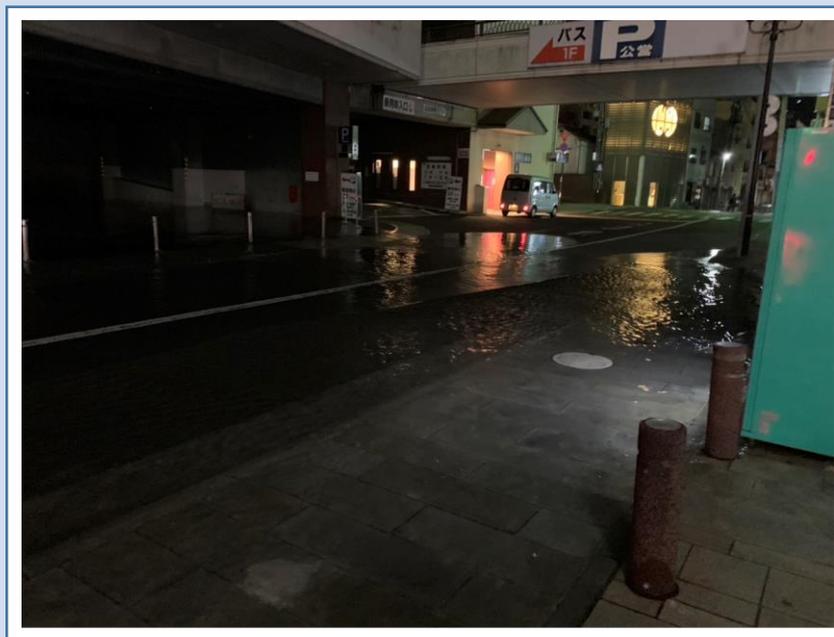


ウ 長崎港の「あびき」被害

平成31年3月21日午後8時40分ごろ、長崎港で短時間に潮位の変動を繰り返す「あびき」が発生、長崎市中心部の銅座地区や長崎駅周辺、松が枝地区などで道路が冠水したり、数十棟の家屋や飲食店が浸水したりするなどの被害が出た。人的被害はなかった。

昭和54年3月31日発生した「あびき」では、浦上川河口で漁船1隻が大破浸水し、造船所でドックの被害1件が発生し、長崎港内では、漁船が4隻漂流した。

平成31年3月21日発生
市営松が枝第2駐車場付近



エ 長崎市の過去の地震 (大正8年～令和5年)

| 震度 | 回数 |
|----------|-----|
| 震度 1 | 548 |
| 震度 2 | 135 |
| 震度 3 | 40 |
| 震度 4 | 2 |
| 震度 5 | 1 |
| 震度 6 弱以上 | 0 |

長崎地方気象台観測

県内で被害があった主な地震

| 西暦(和暦) | 地域名 | 地震規模(M) [*] | 被害中心地 | 被害の概要 |
|-------------------------------------|----------------|----------------------|------------------|----------------------------------|
| 1657. 1. 3 (明暦 2. 11. 19) | 長崎 | | 長崎 | 家屋一部損壊 |
| 1700. 4. 15 (元禄 13. 2. 26) | 壱岐・対馬 | 7.0 | 壱岐・対馬 | 石垣・墓石・家屋倒壊 |
| 1725. 11. 8-9 (享保 10. 10. 4-5) | 肥前・長崎 | 6.0 | 長崎・平戸 | 諸所破損多し |
| 1730. 3. 12 (享保 15. 1. 24) | 対馬 | | 対馬 | 諸所破損多し |
| 1791. 12. 5 (寛政 3. 11. 10) | 雲仙岳 | | 小浜 | 家屋倒壊・死者2人 |
| 1792. 4. 21-22 (寛政 4. 3. 1-2) | 雲仙岳 (三月朔地震) | | 島原・小浜・ 森山 | 石垣崩壊・地割れ・ 家屋損壊 |
| 1792. 4. 25 (寛政 4. 3. 5) | 雲仙岳 | | 森山 | 石垣崩壊・地割れ・ 家屋損壊 |
| 1792. 5. 21 (寛政 4. 4. 1) | 雲仙岳 (島原大変) | 6.4 | 島原 | 石垣崩壊・眉山大崩壊・ 大津波・死者1.5万人 |
| 1808. 8. 2 (文化 5 閏. 6. 11) | | | 五島 | 石垣・石塔崩壊 |
| 1828. 5. 26 (文政 11. 4. 13) | 長崎 | 6.0 | 天草・長崎・ 五島 | 出島周辺崩壊数箇所 仏転倒 |
| 1866. 5. 14 (慶応 2. 3. 30) | | | 千々石 | 各所の損壊 |
| 1915. 7. 20-21 (大正 4. 7. 20-21) | 喜々津地震群 | | 喜々津村 井樋の尾岳 | 石垣一部崩壊 |
| 1922. 12. 8 (大正 11. 12. 8) | 千々石湾 (島原地震) | 6.9 (01時49分) | 北有 | 家屋倒壊・死者23人 煙突倒壊、水道管破裂 |
| | | 6.5 (11時02分) | 小浜 | 家屋倒壊・死者3人 |
| 1951. 2. 15 (昭和 26. 2. 15) | 長崎県 島原半島地方 | 5.3 | 千々石 | 地割れ |
| 1984. 8. 6 (昭和 59. 8. 6) | 長崎県 島原半島地方 | 5.7 (17時30分) | 小浜・千々石 | 家屋一部損壊・ 石垣墓石倒壊 |
| | | 5.0 (17時38分) | | |
| 2005. 3. 20 (平成 17. 3. 20) | 福岡県西方沖 | 7.0 | 壱岐 | 負傷者2人、 住家全壊1棟、 住家一部破損16棟ほか |
| 2016. 4. 14-16 (平成 28. 4. 14-16) | 熊本県熊本地方 | 最大7.3 (01時25分) | 南島原・島原・ 雲仙・諫早 | |

(3) 被害想定（土砂災害、浸水害）

長崎市内における土砂災害については、土砂災害防止法に基づき、長崎県において基礎調査を実施し、土砂災害のおそれがある区域の指定を行っており、その調査から土砂災害警戒区域が6,563箇所指定されている。

また、浸水害については、水防法に基づき、長崎県において想定される最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される洪水浸水想定区域の指定を行っており、現在のところ29水系、45河川が指定されている。

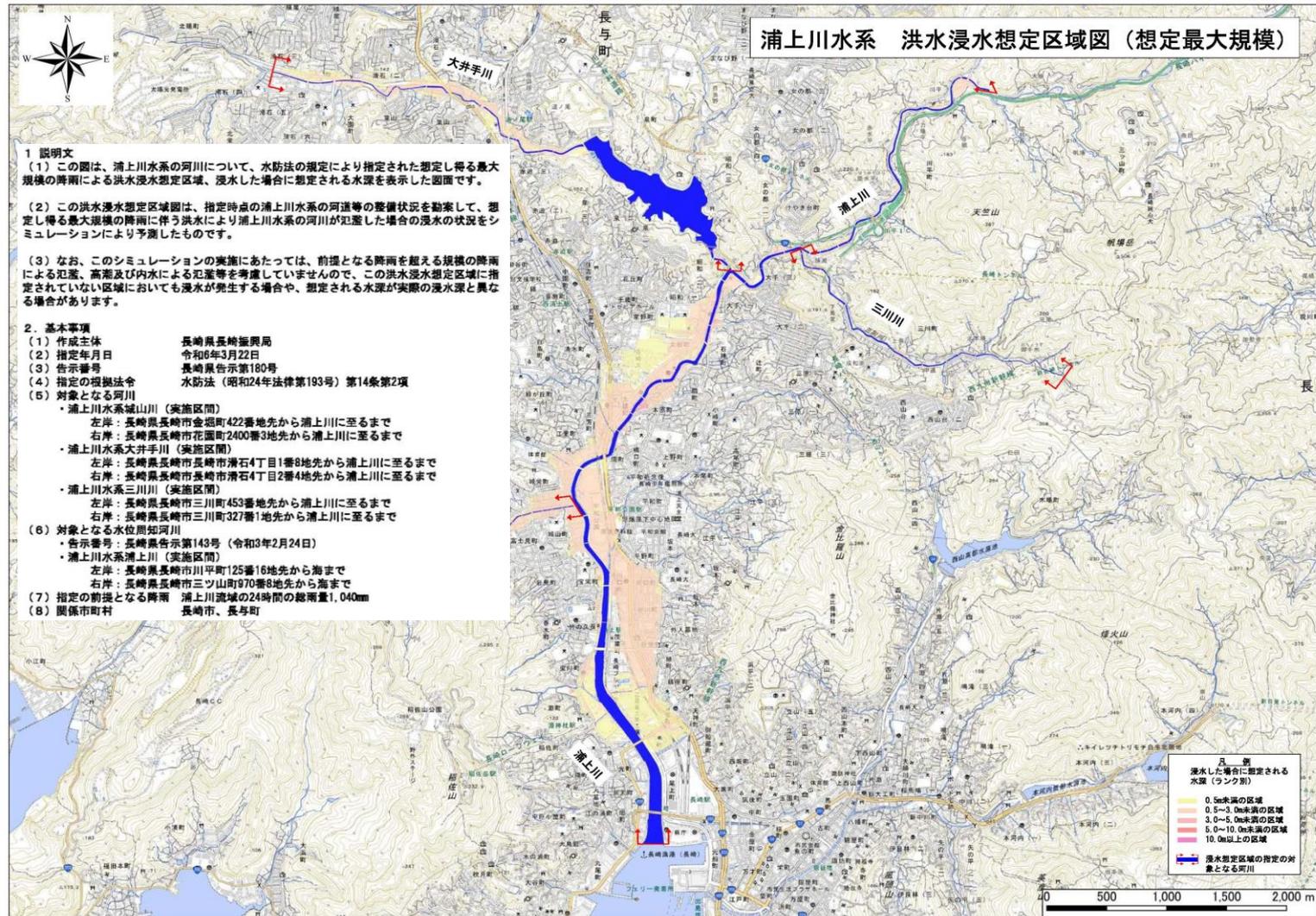
市役所周辺の土砂災害警戒区域



洪水浸水想定区域指定一覧表（29水系45河川）

| | 水系名 | 二級河川名 | | 水系名 | 二級河川名 |
|----|------|--|----|------|---------|
| 1 | 浦上川 | 浦上川、大井手川、三川川、城山川 | 15 | 三重川 | 三重川 |
| 2 | 中島川 | 中島川、西山川 | 16 | 大川 | 大川 |
| 3 | 八郎川 | 八郎川、現川川、間の瀬川、正念川、中尾川、千間田川、松原川、平古場川、清水川 | 17 | 宮崎川 | 宮崎川 |
| 4 | 若菜川 | 若菜川、川平川 | 18 | 蚊焼大川 | 蚊焼大川 |
| 5 | 日見川 | 日見川 | 19 | 黒浜川 | 黒浜川 |
| 6 | 小江川 | 小江川 | 20 | 江川 | 江川 |
| 7 | 戸石川 | 戸石川 | 21 | 神浦川 | 神浦川 |
| 8 | 手熊川 | 手熊川 | 22 | 黒崎川 | 黒崎川 |
| 9 | 大浦川 | 大浦川 | 23 | 出津川 | 出津川 |
| 10 | 式見川 | 式見川 | 24 | 川下川 | 川下川 |
| 11 | 江川川 | 江川川、落矢川 | 25 | 大江川 | 大江川 |
| 12 | 鹿尾川 | 鹿尾川 | 26 | 西海川 | 西海川、谷口川 |
| 13 | 千々川 | 千々川 | 27 | 戸根川 | 戸根川 |
| 14 | 多以良川 | 多以良川、二股川 | 28 | 手崎川 | 手崎川 |
| | | | 29 | 村松川 | 村松川 |

洪水浸水想定区域図（浦上川水系）



(4) 被害想定（地震）

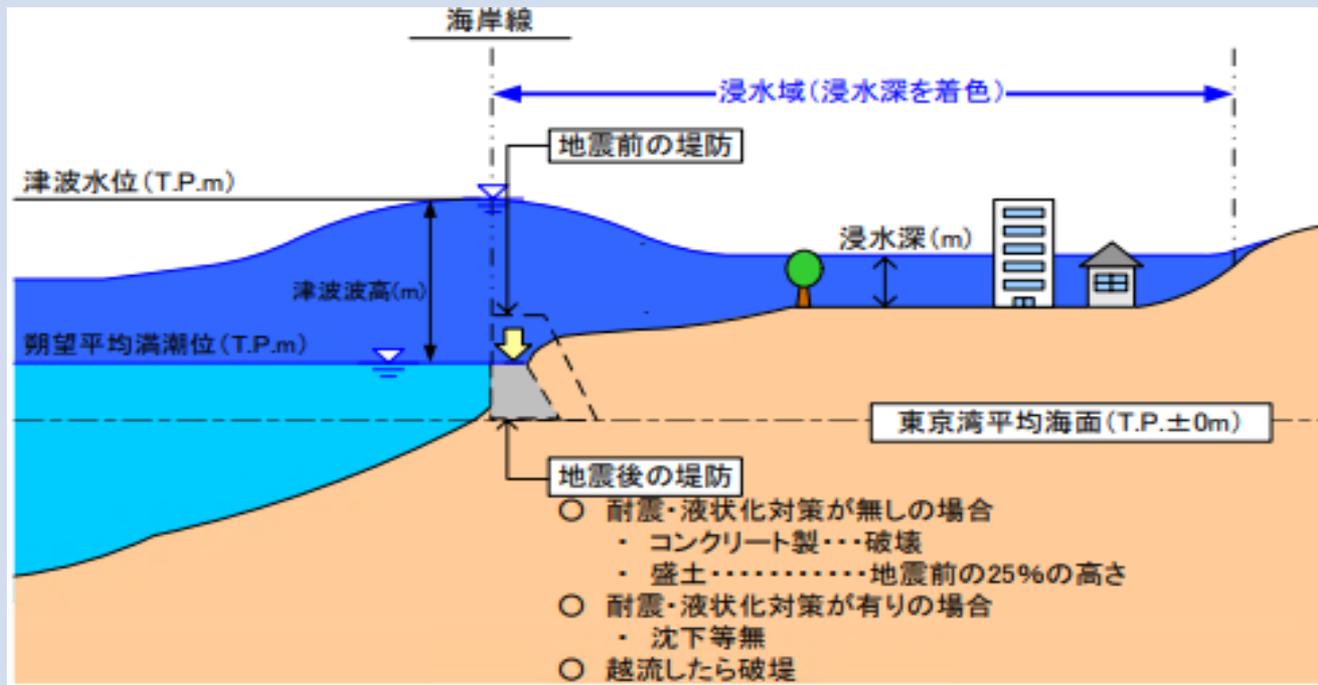
長崎市市内における地震の被害については、長崎県地震等防災アセスメント調査において予測を行っており、予測結果は次のとおりとなっている。

| 被害種別 | 件数 |
|---------------|-----------------|
| 建物大破件数 | 20,792棟 |
| （揺れ・液状化に伴うもの） | （15,677棟） |
| （斜面被害に伴うもの） | （263棟） |
| （火災消失被害に伴うもの） | （4,852棟） |
| 人的被害者（死者）数 | 1,241人 |
| 上水道施設被害 | 2,685箇所（断水率82%） |
| 下水道管渠被害 | 7.7キロ |
| 電柱の被害 | 107柱（停電率12%） |
| 電話柱の被害 | 99柱（機能支障率3.7%） |

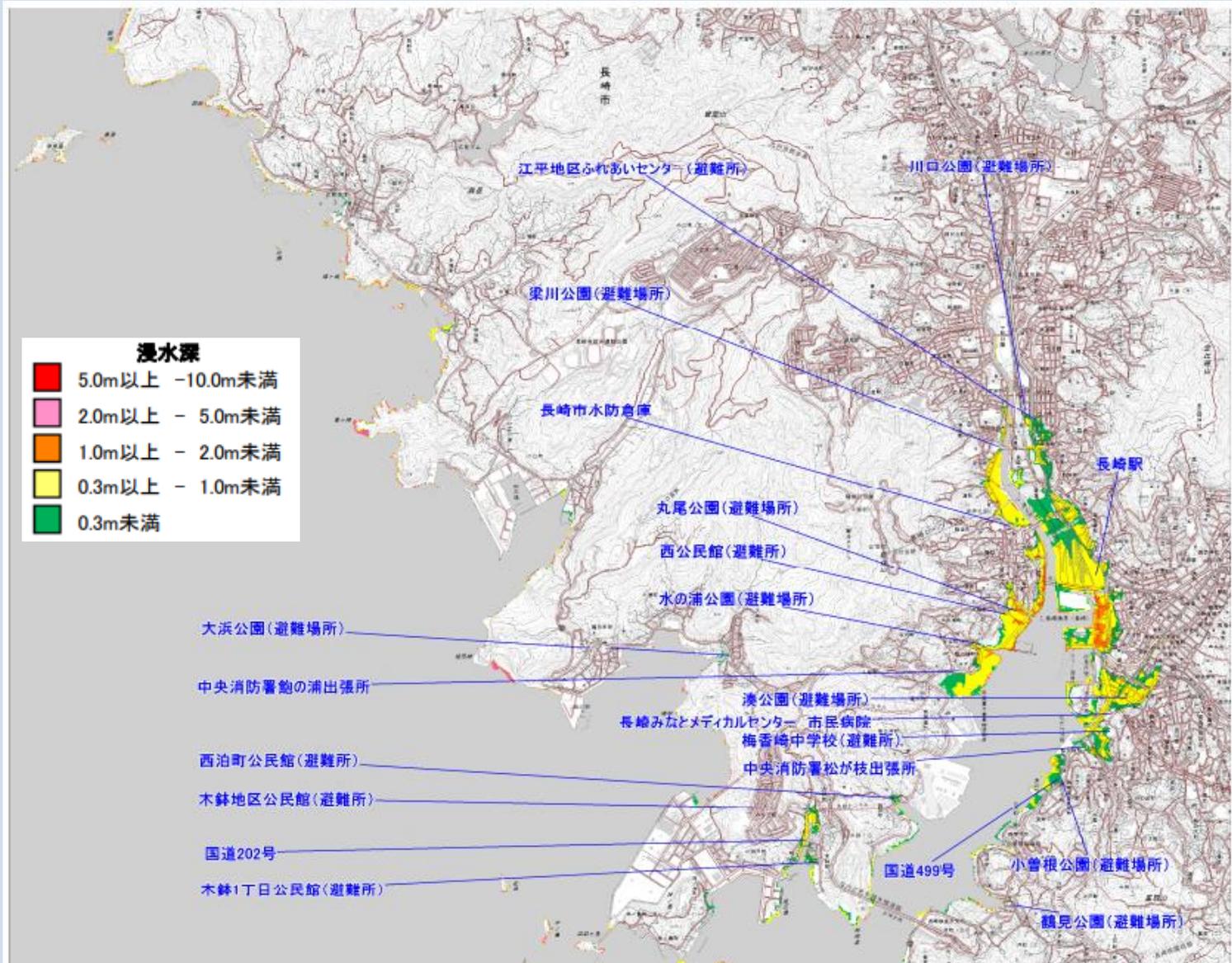
(5) 被害想定 (津波)

長崎市内における津波の被害については、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波浸水想定図」で示され、最大クラスの津波から想定される浸水域及び浸水深を表している。

その結果、長崎市の浸水域は約450ヘクタール、浸水深別で2 m以上5 m未満が約30ヘクタール、1 m以上2 m未満は約100ヘクタール、30 cm以上1 m未満は約230ヘクタール、30 cm未満が約90ヘクタールとなっている。



津波浸水想定図（平成28年10月長崎県作成）



- 1 地域防災計画について
- 2 本市の被害想定について
- 3 防災関連マップについて**

3 防災関連マップについて

(1) ハザードマップ

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害の範囲等を地図化したものをいい、災害種別ごとに作成されており、災害時の避難や防災学習、さらには土地利用の検討など幅広く活用されている。

ア 土砂災害ハザードマップ

イ 洪水ハザードマップ

ウ 津波ハザードマップ

エ 高潮ハザードマップ（作成予定）

オ ため池ハザードマップ

ア 土砂災害ハザードマップ

平成13年4月に「土砂災害防止法」が施行され、土砂災害のおそれがある箇所を明確にし、住宅等の新規立地の抑制や警戒避難体制の整備などソフト対策を推進することを目的とし、土砂災害のおそれがある「警戒区域」や、土砂災害の危険性が高い土地での宅地開発を規制する「特別警戒区域」を記したハザードマップを作成し、情報伝達方法や避難所、避難場所など地域住民への周知に努めている。

現在、警戒区域に指定されている全ての土砂災害ハザードマップの作成が完了している。

土石流



がけ崩れ



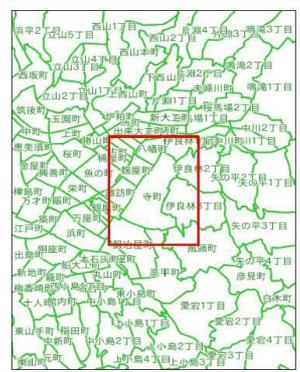
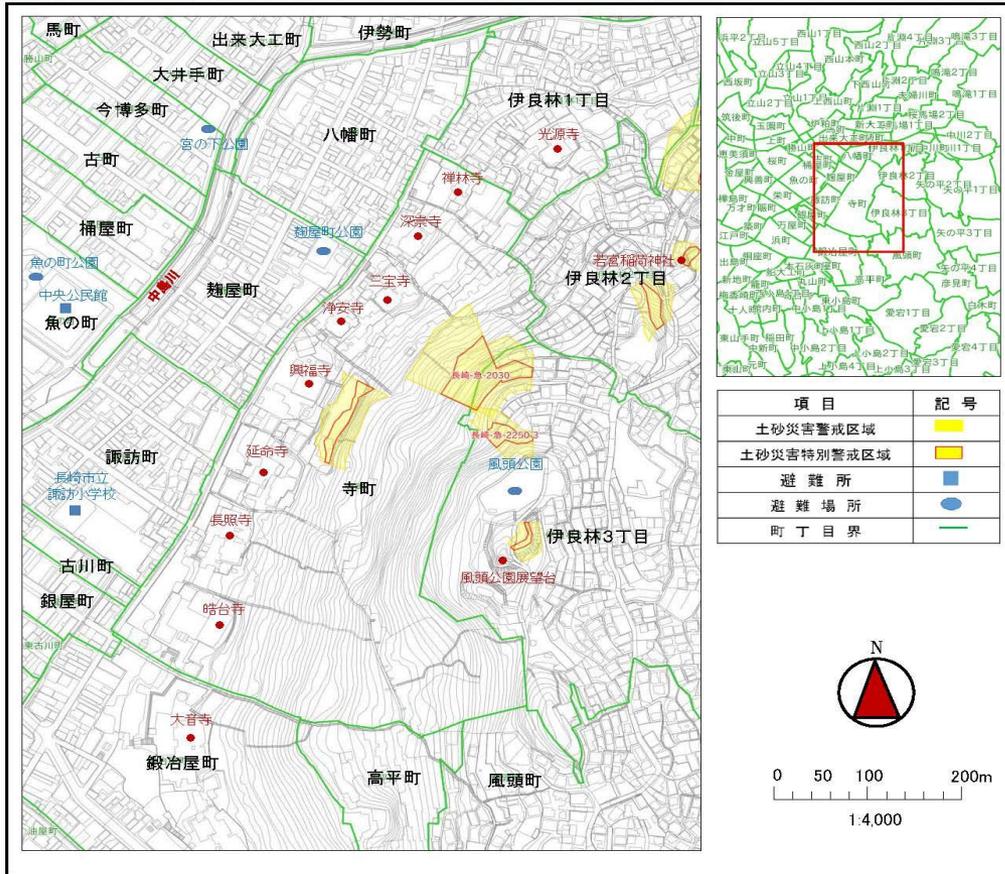
地すべり



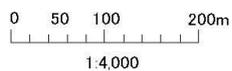
【参考】土砂災害ハザードマップ（寺町地区）

寺町地区

土砂災害ハザードマップ



| 項目 | 記号 |
|------------|------|
| 土砂災害警戒区域 | 黄色 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 赤色 |
| 避難所 | 青い四角 |
| 避難場所 | 青い丸 |
| 町丁目界 | 緑色の線 |



- ◆問い合わせ先
- 長崎県土木部砂防課 電話 820-4788
 - 長崎振興局砂防課 電話 844-2181
 - ホームページ 長崎県河川砂防情報システム <http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>
 - 長崎市防災危機管理室 電話 822-0480
 - 消防局 電話 822-0119
 - 災害に備える総合ページ(旧「防災ガイドながさき」)
※市ホームページのトップページで「災害に備える」で検索
 - 防災無線が聞き取れない時は 電話 0180-999-002
 - 長崎市役所(代表) 電話 822-8888
 - ホームページ <http://www.city.nagasaki.lg.jp/>
 - 土木部土木防災課 電話 824-1424
- または、お近くの総合事務所へお問い合わせ下さい。
- 中央総合事務所地域整備1課 電話 829-1164
 - 中央総合事務所地域整備2課 電話 829-1184
 - 東総合事務所地域整備課 電話 894-1248
 - 南総合事務所地域整備課 電話 892-1114
 - 北総合事務所地域整備課 電話 814-3410

- ◆土砂災害に備えて
- ①土砂災害警戒区域や避難場所を確認しておきましょう!
 - ②雨が強くなったら、積極的に雨量情報、予報、警報等の情報を入りましょう!
 - ③避難勧告などの連絡があったら、直ちに避難しましょう!

◆関係者、避難連絡表

| 自治会長 | 電話 |
|--------|----|
| 地区長 | 電話 |
| 防災担当 | 電話 |
| 近所の連絡先 | 電話 |
| 避難所 | |

- 黄色で塗りつぶした範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損傷が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域」です。
- 土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時は警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- 土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周囲の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

イ 洪水ハザードマップ

平成27年に「水防法」が改正され、河川の破堤、はん濫等の浸水情報および避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することで円滑な避難を促し、被害を軽減することを目的とし、想定し得る最大規模の水害に対応した浸水想定区域や、想定水深などを記したハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域等の併記や避難所、避難場所など地域住民への周知に努めている。

現在、中島川、浦上川、八郎川、およびダム下流河川の神浦川ほか8河川、合計12河川の洪水ハザードマップの作成が完了している。

なお、長崎県が令和6年3月、中小河川の浸水想定区域を新たに指定したことから、現在、洪水ハザードマップを作成中である。

ウ 津波ハザードマップ

甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓とし、平成23年12月に「津波防災地域づくり法」が施行され、長崎県は平成29年3月、長崎県沿岸に最大クラスの津波を想定した「津波災害警戒区域」を指定している。

現在、「津波災害警戒区域」を記した津波ハザードマップを作成し、想定される浸水深、避難所、避難場所など地域住民への周知に努めている。

【参考】 津波ハザードマップ (県庁周辺)

津波ハザードマップ

・お調べの土地(十字マークの位置)に開示する防災情報は上記の通りです。
 ・着色されていない箇所でも災害が発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の断面や深さ、避難場所を確認し、自らから早めの避難を心がけましょう。
 ※避難所、避難場所については、津波に耐性のあるもののみ表示しています。

○津波避難場所 災害の発生性が低い避難した状況
 津波発生時の浸水深が浅く、避難しやすいため、津波発生時
 津波発生時、浸水深により避難しやすくなった住
 民が避難場所として指定された場所を指し示して
 いる場所

○津波避難場所 災害発生時に指定された区域の中
 間にある避難場所(避難所、津波発生時の
 浸水深が浅く、津波発生時に避難しやすくなった
 場所)を指し示している場所

※土砂災害警戒区域の情報を確認して頂きたい。

| 項目名称 | 内容 |
|--------------------|---------|
| 津波災害警戒区域 (基準水位) | 0m~0.5m |

<留意事項>

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号(以下「法」という))第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第53条第1項)を踏まえ、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設に避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に構造物への影響による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地表面からの高さ(メートル単位)で表示しています。

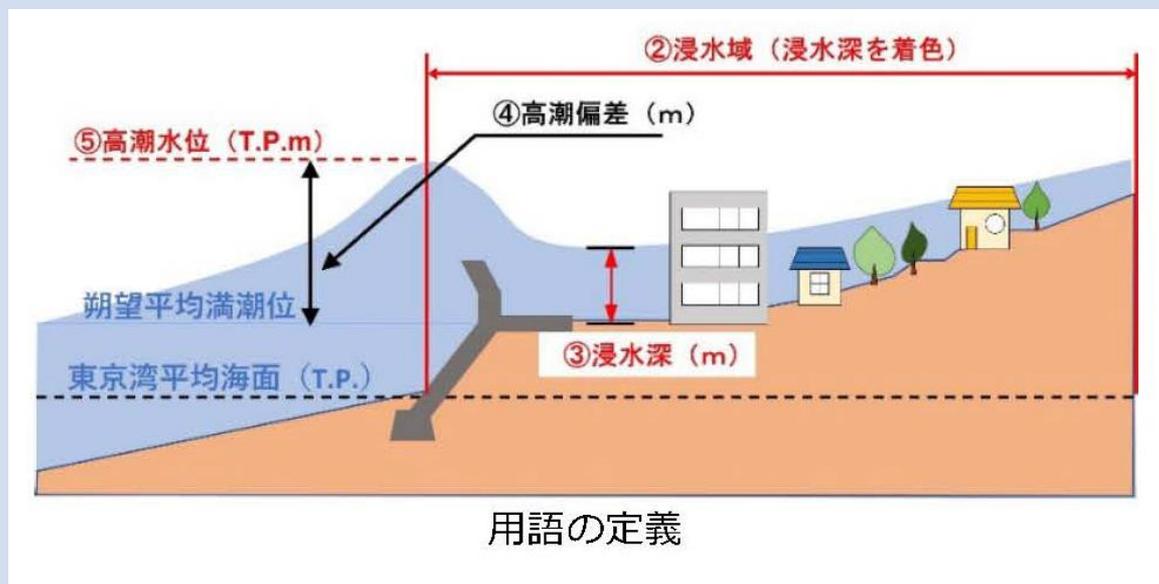
(下図参照)

問い合わせ先

- ◆避難所一覧
長崎市防災危機管理室 TEL095-822-0480
- ◆長崎県防災ポータル
- ◆長崎県の津波浸水想定(第2版)について
長崎県土木部港湾課 TEL 095-824-3625
- ◆連絡先
長崎市土木部土木防災課 TEL 095-824-3625

エ 高潮ハザードマップ

平成27年に「水防法」が改正され、台風などの強風の吹き寄せや低気圧による海面の吸い上げで生じる高潮の被害をシミュレーションした「高潮浸水想定図」を記したハザードマップを作成し、高潮から想定される浸水域や浸水深、避難所、避難場所など地域住民への周知に努めることとなっており、長崎県が高潮浸水想定図を作成中であるため、公表後に高潮ハザードマップの作成を予定している。



オ ため池ハザードマップ

令和元年7月1日に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、市町村は決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるため池(防災重点農業用ため池)に対し、地域住民の防災意識を高め、災害発生時には、迅速かつ的確な避難を可能とすることを目的に、満水状態のため池が決壊した場合を想定したハザードマップを作成し、地域住民への周知に努めている。

【防災重点農業用ため池】

防災重点ため池に係る防災工事等の推進に関する法律に基づき県知事が定めるもので、ため池堤体が決壊した場合、下流域の浸水範囲に住宅等(住宅又は学校、病院その他の公共施設を言う。以下同じ。)が存在し、人的被害を与える恐れがあるような一定の要件に該当したため池のことをいう。本市内では16ヶ所存在している。



【参考】 防災重点 農業用ため池 位置図



【参考】ため池ハザードマップ（赤水ため池）

赤水ため池ハザードマップ

（地震時）

